

ニカラグアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ニカラグア共和国（スペイン語では「República de Nicaragua」。英語では「Republic of Nicaragua」。以下「ニカラグア」という）は、中央アメリカに位置し、カリブ海と太平洋の両方に面する共和国である。北西はホンジュラス、南はコスタリカに接している。国土の面積は約 13 万平方キロメートルであり、国土の南西部には、中米最大で世界第 10 位の大きさの淡水湖であるニカラグア湖がある。首都はマナグア、公用語はスペイン語、通貨はコルドバである。

約 615 万人いるニカラグア国民のうち、メスチソ（先住民と白人の混血）が約 63%、白人が約 14%、黒人が約 8%、先住民が約 5%という構成となっている。また、カトリックが約 59%、プロテスタントが約 23%を占める。ニカラグア国民の約 80%以上は、太平洋側に居住している。

1502 年、コロンブスがヨーロッパ人として初めてニカラグアのカリブ海沿岸に上陸した。以来、スペインがニカラグア周辺地域の支配権を確立し、グアテマラ総督府を置いた。1821 年にスペインからの独立を宣言したグアテマラ総督府は、1823 年に中米諸州連合に加入したが、そこからニカラグアが 1838 年に分離独立した。しかし、その後も、米国人冒険家ウィリアム・ウォーカーが内紛に乗じて自らをニカラグア大統領と宣言したものの、1 年後には打倒される等、ニカラグアの政局は安定しなかった²。

1909 年から 1933 年まで、米国がニカラグアを占領した。これに対し、アウグスト・セサル・サンディエーノは反米ゲリラ戦を展開したが、1934 年に暗殺された。米国の支援を受けて 1936 年のクーデターによりソモサ政権が発足した後は、43 年間にわたり、ソモサー族による独裁政治が続いたが、1979 年に、左翼ゲリラ組織「サンディニスタ民族解放戦線」（FSLN）を中心とする革命政権が発足した（サンディニスタ革命）。しかし、1981 年頃から米国のレーガン政権の支援を受けた反政府ゲリラ（コントラ）の攻勢により内戦が勃発し、6 万人もの犠牲者を出すとともに、米国の経済制裁により、ニカラグア経済は大混乱に陥った。1984 年にはサンディニスタ党首のオルテガが大統領に就任した。1986 年に、国際

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるニカラグアの歴史については、『データブック オブ・ザ・ワールド 2018 年版』（二宮書店、2018 年）426～427 頁等を参照した。

司法裁判所は、米国による機雷封鎖、コントラ支援等のニカラグアへの攻撃は、国連憲章を含む国際法に違反するとの判決を下した（ニカラグア事件）。国際司法裁判所の判決が出たにもかかわらず、米国は、コントラ支援をますます強めていった。

1990年には野党国民連合のチャモロ女史が大統領に就任し、米国との関係を修復するとともに、全方位外交を展開した。また、1990年6月に内戦は終結し、コントラは解散した。

2007年以降、オルテガが17年ぶりに大統領に返り咲き、政権を維持している。オルテガ政権は、米国との関係を維持しつつも、反米を標榜するベネズエラ、キューバ、エクアドル、ボリビアといったラテンアメリカ諸国のほか、イラン、ロシア等との関係を強化している。

2011年の大統領選挙では、オルテガ大統領が連続再選を果たした。そして、2016年の大統領選挙では、オルテガ大統領が連続三選を果たし、副大統領にはオルテガ大統領夫人が選出された。

ニカラグアは、内戦及び米国の経済制裁により、一時は、IMFにより重債務最貧国に認定されたが、現在、貧困撲滅を目指して経済発展に向けた努力が行われており、経済も徐々に回復している（近年の経済成長率は年4%以上を継続している）。

2014年以降、香港系企業によるニカラグア運河の建設工事が開始されたが、環境保護の観点からの批判運動や、土地買収をめぐる農民の反対運動に直面する等して、中断を余儀なくされ、完成がいつになるかは不透明な状況である。

ところで、ニカラグアは、コロンビアとの間で、サンアンドレス島及び周辺海域の領有権を争ってきた。2012年11月に、国際司法裁判所は、上記海域を除く広い海域につき、ニカラグアに帰属すると裁定した。

ニカラグアは、1995年に世界貿易機関（WTO）に加盟した。また、ニカラグアは、他の周辺諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、ニカラグアは、中米統合機構（SICA）に加盟している。中米統合機構は、地域の経済社会統合を図り、平和・自由・民主主義・開発を達成させることを目的としている。正規加盟国は、ニカラグアのほか、グアテマラ、エルサルバドル、パナマ、コスタリカ、ホンジュラス、ベリーズ及びドミニカである。

さらに、ニカラグアは、チリ、パナマ、メキシコ、台湾³との間で二国間の自由貿易協定（FTA）を締結し（いずれも発効済み）、また、米国・中米・ドミニカ（CAFTA-DR）との自由貿易協定、中米・EU経済連携協定も発効済みである⁴。

ニカラグアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。成文法主義を採るニカラグアの法制度における直接的な法源としては、憲法、条約、法律、政令、規則等がある。英米法におけるような判例の先例拘束性は、ニカラグアでは、原則として認められていない。

³ ニカラグアは、現在でも、台湾との外交関係を維持している。

⁴ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nicaragua/data.html>

Ⅱ 憲法

1 総説

ニカラグアの現行憲法は、1986年11月19日に採択され、1987年1月9日に施行されたものであり、その後、1990年、1995年、2000年、2004年、2005年、2007年、2014年にも改正が行われている。

全202条から構成されるニカラグア憲法の体系は、表1のとおりである⁵。

なお、ニカラグア憲法は、以下のように特色のある規定を有している（人権に関する規定については、後述する）。

- ①「キリスト教的価値」及び「社会主義的理想」について明文で規定し、重きを置いている（4条、5条1～3項）。但し、国教は存在しない（14条）。
- ②「核兵器及び大量破壊兵器の使用禁止」について明文で規定されている（5条7項）。
- ③ニカラグアの領土及び領海は、2007年10月8日及び2012年11月19日の国際司法裁判所の判断に従う旨が、明文で規定されている（10条1項）。

表1：ニカラグア憲法の体系（2014年までの改正を反映）

前文		
第1編 基本原則		第1条～第5条
第2編 国家		第6条～第14条
第3編 ニカラグア国民		第15条～第22条
第4編 ニカラグア人民の権利、義務及び保障	第1章 個人の権利	第23条～第46条
	第2章 政治的権利	第47条～第55条
	第3章 社会的権利	第56条～第69条
	第4章 家族の権利	第70条～第79条
	第5章 労働権	第80条～第88条
	第6章 大西洋沿岸の共同体の権利	第89条～第91条
第5編 国防		第92条～第97条
第6編 国家経済、土地改革及び財政	第1章 国家経済	第98条～第105条
	第2章 土地改革	第106条～第111条
	第3章 財政	第112条～第115条
第7編 教育及び文化		第116条～第128条

⁵ ニカラグア憲法の英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Nicaragua_2014.pdf?lang=en

第 8 編 国家の組織	第 1 章 一般原則	第 129 条～第 131 条
	第 2 章 立法府	第 132 条～第 143 条
	第 3 章 行政府	第 144 条～第 153 条
	第 4 章 会計検査院	第 154 条～第 157 条
	第 5 章 司法府	第 158 条～第 167 条
	第 6 章 選挙府	第 168 条～第 174 条
第 9 編 政治行政区分	第 1 章 自治体	第 175 条～第 179 条
	第 2 章 大西洋沿岸の共同体	第 180 条～第 181 条
第 10 編 憲法の優越、改正及び憲法的法律	第 1 章 政治憲法	第 182 条～第 186 条
	第 2 章 憲法保障	第 187 条～第 190 条
	第 3 章 憲法改正	第 191 条～第 195 条
第 11 編 最終及び経過規定		第 196 条～第 202 条

2 統治機構

(1) 立法府

ニカラグアの立法府たる国会は、一院制が採用されている。国会は、直接選挙により選出された 90 名の議員及び前の大統領・副大統領により構成される。任期は選挙後の 1 月 9 日から 5 年間である。

議員となるには、①ニカラグア国籍を有すること（他の国籍も有する者は、当該選挙が実施される 4 年以上前に他の国籍を放棄しなければならない）、②市民的・政治的権利を完全に行使できること、③21 歳以上であること、④原則として、当該選挙が実施される 4 年以上前からニカラグアに居住していること、という要件を満たす必要がある。

国会の権限としては、①新しい法律の準備・採択及び既存の法律の改正・廃止を行うこと、②法律の有権解釈を行うこと、③国会の裁量により又は大統領の裁量により、恩赦を付与すること、④大臣・副大臣・検事総長等に対し、報告・出席・説明を要求すること、⑤毎年の予算案の検討・議論・承認を行い、定期的に予算の執行を確認すること、⑥最高司法裁判所の裁判官を、大統領等が提案したリストの中から選出すること、⑦最高選挙裁判所の裁判官を、大統領等が提案したリストの中から選出すること、⑧国際協定、条約を批准し又は批准しないこと等が挙げられる。

法律案の発議を行うことができるのは、①国会議員、②大統領、③最高司法裁判所・最高選挙裁判所等、④中米議会におけるニカラグアの議員、⑤市民（5000 人以上の署名により支持されたイニシアティブによる必要がある。但し、組織法、税法、国際的性質を有する法、恩赦を含む法を除く）である。

国会が定足数を満たすには、国会議員総数の過半数の出席が必要である。法律案は、出席議員の絶対過半数の賛成により採択される。

(2) 行政府

行政権は、国家元首であり行政府の長でありニカラグア軍の最高指揮官でもある大統領が行使する。大統領は、副大統領と共に立候補し、満 16 歳以上の国民による直接選挙で選出される。任期は選挙後の 1 月 10 日から 5 年間である。

2011 年の大統領選挙にオルテガ大統領が出馬するにあたっては、「大統領の連続再選は憲法違反である」との批判もあった（オルテガ大統領は、大統領の連続再選禁止に関する憲法判断を最高裁判所に申し立てたところ、最高裁判所は、2009 年 10 月、大統領の連続再選禁止規定は、法の下での平等に反することを理由に、適用不可と判断し、選挙管理委員会もこれを認めたという経緯があった）⁶が、オルテガ大統領が連続再選を果たした。その後、2014 年の憲法改正により、大統領の無期限再選が可能となり、2016 年の大統領選挙では、オルテガ大統領が連続三選を果たし、副大統領にはオルテガ大統領夫人が選出された。

大統領又は副大統領となるには、①ニカラグア国籍を有すること（他の国籍も有する者は、当該選挙が実施される 4 年以上前に他の国籍を放棄しなければならない）、②市民的・政治的権利を完全に行使できること、③25 歳以上であること、④原則として、当該選挙が実施される 4 年以上前からニカラグアに居住していること、という要件を満たす必要がある。

大統領の職責としては、①憲法及び法律を遵守し、職員にも遵守させること、②国家を代表すること、③法律案を提出し、拒否権を行使すること、④行政事項に一般的に適用される政令を發布すること、⑤予算案を作成し、国会に審議を求めため提出すること、⑥大臣・副大臣・司法長官等を任命・罷免すること、⑦国の外交関係を指揮し、条約の交渉・締結・署名を行うこと、⑧政府を組織・指揮すること、

大臣・副大臣となるには、①ニカラグア国籍を有すること（他の国籍も有する者は、当該選挙が実施される 4 年以上前に他の国籍を放棄しなければならない）、②市民的・政治的権利を完全に保有していること、③25 歳以上であること、④原則として、指名より 4 年以上前からニカラグアに居住していること、という要件を満たす必要がある。

(3) 司法府

ニカラグアの司法制度において、通常裁判所の系列の頂点に位置するのは、最高司法裁判所である。その下には、控訴裁判所が置かれており、二審制が採用されている。その他に、地方裁判官及び地域裁判官が置かれている。地方裁判官は、県又は自治区で、民事事件、労働事件、家事事件及び刑事事件に関する職務を行う。また、地域裁判官は、市町村で、民事事件、労働事件、家事事件及び刑事事件に関する職務を行う。ある事件を地方裁判官及び地域裁判官のいずれが取り扱うかを区別する基準は、訴額である。控訴裁判所は、地方裁判官の判決に対する控訴を管轄する⁷。

⁶ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nicaragua/data.html>

⁷ <http://www.nyulawglobal.org/Globalex/Nicaragua1.html>

司法府には、ニカラグアの国家予算の4%以上が配分されるべきことが、憲法159条1項に規定されている。

最高司法裁判所には、4つの法廷がある。即ち、①民事廷、②刑事廷、③憲法廷、④行政審査廷である。最高司法裁判所裁判官の任期は5年である。最高司法裁判所は、国会により選出された16名の最高司法裁判所裁判官から構成される。

最高司法裁判所裁判官となるには、①ニカラグア国籍を有すること（他の国籍も有する者は、当該選出が実施される4年以上前に他の国籍を放棄しなければならない）、②高い倫理性を備えた弁護士であり、裁判官若しくは専門家として10年以上の経験を有し、又は控訴裁判所の裁判官として5年以上の経験を有すること、③政治的・市民的権利を完全に保有していること、④選出日に35歳以上75歳以下であること、⑤終局判決により、法曹又は公証人としての職務を停止されていないこと、⑥現在又は選出の12か月以上前の期間内に軍に所属していないこと、⑦原則として、選出日より4年以上前からニカラグアに居住していること、という要件を満たす必要がある。

また、4名の最高司法裁判所裁判官により、国家司法行政評議会が構成される。国家司法行政評議会は、司法権の行政的・財政的政策を立案・実行すること、裁判官の弾劾について調査・決定すること等を職責とする。

3 人権

ニカラグア憲法の「第4編 ニカラグア人民の権利、義務及び保障」及びその他の部分には、詳細な人権カタログが規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、ニカラグア憲法においても、同様に保障されているといえる。

ニカラグア憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①死刑は、禁止されている（23条）。
- ②個人情報の保護について、明文で規定されている（26条3号）。
- ③刑事手続における被害者の保護について、明文で規定されている（34条2項・3項）。
- ④30年を超える拘禁刑は、禁止されている（37条）。
- ⑤16歳以上のニカラグア国民は、市民として政治的権利が認められる（47条1項、50～55条）。
- ⑥環境権について、明文で規定されている（60条）。
- ⑦スポーツ権について、明文で規定されている（65条）。
- ⑧マスメディアに関する具体的な規定が置かれている（68条）。
- ⑨家族及び子どもについて、比較的詳細な規定が置かれている（71～79条）。とくに、「児童の権利に関する条約」はニカラグアで全面的に適用されることについて明文で規定されていること（71条2項）が注目される。
- ⑩労働について、詳細な規定が置かれている（80～88条）。

Ⅲ 民法

ニカラグアは、1838年に中米諸州連合から分離独立した後、アンドレース・ベリヨの手になるチリ民法典を継受し、1867年民法典を公布・施行した。その後、1904年民法典が公布・施行され、幾度もの一部改正を経ながらも、今日まで100年以上にわたり有効な法典としてあり続け、現行法となっている。また、ニカラグアの新しい家族法典が、2014年10月8日に公布され、2015年4月6日より施行されている。もし民法典中の規定と家族法典中の規定が矛盾・抵触するときは、新法たる家族法典の規定が優先するものと解釈されることになる⁸。

全2530条からなるニカラグアの1904年民法典の主な体系は、「第1編 人及び家族」、「第2編 財産、取得方法、及びそのさまざまな変更」、「第3編 債務及び契約」という構成となっている⁹。

ニカラグアの不動産は、ニカラグア国民であるか否か、個人であるか法人であるかを問わず、誰でも取得することができる（但し、海岸・河川・湖沼及び国境から5キロメートル内の不動産を除く）。ニカラグアの不動産を売買するには、原則として、まず売主と買主が公証人の前で譲渡証書に署名し、その後、当該譲渡証書を不動産登記局に登録することになる¹⁰。

Ⅳ 商法・会社法

ニカラグアでは、1917年商法典により、いくつかの種類の子会社が認められているが、ニカラグアに投資しようとする外国企業は、ニカラグアに子会社たる現地法人を設立するか、又は外国企業の支店を設置することができる。子会社は、外国企業から独立した法人格を有するニカラグア法人である。これに対し、外国企業の支店は、独立した法人格を有しない。

外国企業がニカラグアに子会社たる現地法人を設立する場合の会社形態としては、圧倒的に「株式会社」の場合が多い。そこで、本稿では、主に「株式会社」に関する法制度の概要について説明する。

原則として、株主の責任は出資額に限定される。資本金の半分以上の出資が引き受けられ、かつ10%以上が現金で出資されなければ、会社の業務を開始してはならない。最低資本金の制限は無い。株主は、2名以上でなければならないが、ニカラグア国籍を有するか否かを問わず、個人及び法人のいずれでもよい。但し、会社設立時には、株主のうち少なく

⁸ 笠原俊宏著「ニカラグア共和国家族法典中の国際私法規定（邦訳及び解説）」（『戸籍時報 No.759』（日本加除出版、2017年）所収）44～47頁。

⁹ https://iberred.org/sites/default/files/codigo_civil_nicaragua.pdf

¹⁰ <https://latinlawyer.com/jurisdiction/1004715/nicaragua>

とも 1 名は、ニカラグア人としておくのが便宜である（政府当局から、ニカラグアの身分証明カードの提示を求められることがあるため）。会社設立手続に要する期間は、最短で 15 日間程度である。会社の定款を公正証書に作成し、商業登記所及び税務局等に登記する必要がある。取締役は、1 名でよく、ニカラグア国籍を有するか否かを問わず、個人及び法人のいずれでもよい。会社は、毎年、純利益の 5%を控除し、資本金の 10%に満つるまで、法定準備金として積み立てなければならない。なお、株式会社の商号には、それが株式会社であることを示すために、「Sociedad Anónima」又はその略語である「S.A.」の語を含めなければならない¹¹。

V 民事訴訟法

ニカラグアでは、従来、1905 年民事訴訟法典が公布・施行されてきた。1905 年民事訴訟法典の下でのニカラグアの民事訴訟制度は、形式的・儀式的であるという特徴があり、裁判は長期化する傾向にあった。

その後、まず、2005 年に、調停・仲裁法が公布され、訴訟に代わる紛争解決手段として、調停及び仲裁が利用されるようになった。調停及び仲裁は、訴訟に比べ、はるかに、迅速で、柔軟性があるとされる。

そして、2015 年 10 月 9 日に 2015 年民事訴訟法典が公布され、2016 年 10 月 9 日より施行された。この 2015 年民事訴訟法典が、現行法となっている¹²。

2015 年民事訴訟法典は、民事訴訟の現代化を推し進めることを目的としている。2015 年民事訴訟法典には、証拠に関する新たなルール、審理前のヒアリング、代替的紛争解決手段の使用、判決手続等の改正が含まれている。

VI 刑事法

ニカラグアの現行の刑法典は、2008 年 7 月 4 日に施行された。また、刑事訴訟法典は、2002 年 12 月 21 日に施行された。

ニカラグアは、近時、治安が次第に悪化する傾向にあるといわれている。ニカラグアでは、1990 年代以降、薬物犯罪が増加した。その原因は、ニカラグアが、南米で生産された麻薬が北米及び欧州に輸出される際の中継地となったことによる。そして、最近では、ニカラグアの犯罪組織によるさまざまな犯罪（例えば、薬物犯罪、人身売買、売春、臓器売買、密輸、マネーロンダリング等）が注目されている。また、ニカラグアでも、他の多くの

¹¹ 「Legal Aspects of Doing Business in Latin America」(JURIS、2017 年)の「Nicaragua」2～5 頁。

¹² 笠原俊宏著「ニカラグア共和国国家法典中の国際私法規定（邦訳及び解説）」(『戸籍時報 No.759』(日本加除出版、2017 年)所収) 47 頁。

ラテンアメリカ諸国と同様、刑務所の過剰拘禁や収用環境の悪化という問題が生じている。さらに、2018年4月には、社会保障制度改革案に反対する市民による大規模な反政府デモが起こり、100人以上の犠牲者が出たともいわれており¹³、更なる治安の悪化が懸念される。

ニカラグアの刑事司法制度は、従前は糾問主義的な制度が採られていたが、2002年に施行された刑事訴訟法典による改革により、当事者主義的な制度に変わってきている。その結果、刑事訴訟は、短期間で、透明で、効率的になったといわれている¹⁴。なお、死刑及び終身刑は廃止されている。

Ⅶ 参考資料

以上、ニカラグア法の概要を簡単に紹介してきたが、ニカラグア法については、日本語の文献・論文等は、非常に少ない。ニカラグア法全般については、英語で紹介・解説した文献・論文等がインターネット上で比較的多く存在する。ニカラグア法を英語で調査するための情報源としては、例えば、「Globalex」というウェブサイトの中の「UPDATE: Guide to Legal Research in Nicaragua」¹⁵等が参考になる。

ニカラグアの法令は、スペイン語で記述されており、また、日本の法制度とは異なる点も少なくないため、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、前述したように、近年の経済成長率は年4%以上を継続する等、経済が回復傾向にあるニカラグアの重要性及び今後の発展可能性（将来、ニカラグア運河が完成すれば、ニカラグア経済に極めて大きな影響を及ぼすと思われる）等を考えると、今後も、ニカラグアの法制度の動向については引き続き注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.46 No.7』（国際商事法研究所、2018年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第15回 ニカラグア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

¹³ <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO31328530U8A600C1FF1000/>

¹⁴

<http://alvaradoyasociados.com.ni/blog/legislative-development-in-nicaragua-a-new-code-of-civil-procedure/>

¹⁵ <http://www.nyulawglobal.org/Globalex/Nicaragua1.html>